

議 第 163 号

平成24年6月4日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分にしたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 幸山政史

記

条 例 第 61 号

平成24年3月30日

植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例（平成22年条例第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例

第2条中「植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業」を「熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業」に改める。

第7条中「植木都市計画事業植木中央土地区画整理審議会」を「熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業仮設店舗併用住宅条例の一部改正)

2 植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業仮設店舗併用住宅条例(平成22年条例第77号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業仮設店舗併用住宅条例

第1条中「植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業」を「熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業」に、「植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業仮設店舗併用住宅」を「熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業仮設店舗併用住宅」に改める。

(提出理由)

植木都市計画土地区画整理事業の名称の変更に伴い、植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例(平成22年条例第76号)について地方自治法第179条第1項の規定により一部改正を行ったので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。